

新たな消防力算定のための実務者必携書！

逐条問答

消防力の整備指針・ 消防水利の基準

第2次改訂版

消防力の整備指針研究会／編集

A5判・定価（本体2,800円＋税）送料300円 *送料は2019年6月時点の料金です。

電子版 本体2,800円＋税

*電子版はぎょうせいオンラインショップ (<https://shop.gyosei.jp>) からお申し込みください。

- ◆市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示した「消防力の整備指針」と市町村の消防に必要な水利を定めた「消防水利の基準」を条文ごとに、その趣旨についてわかりやすく解説し、実務上の疑問点をQ & A形式で解説。
- ◆消防力算定の具体的な方法を例示。新たな消防力の算定並びに消防力増強に必要な予算申請に必須の1冊！
- ◆昨今の大規模火災や、救急出動件数・防火対象物数の増加、火災・救急・救助事案の発生状況とそれらを取り巻く環境の変化を鑑み平成31年3月に改正された、「消防力の整備指針」に完全対応！

内容見本

条文ごとに
解説・QAを
掲載！

第11条 (泡消火薬剤)

第11条 市町村の区域内の第4類危険物の5対象施設の敷、第4類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子が設置事業所の敷、特定事業所の敷並びに石炭法施行令第8条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量の泡消火薬剤を備蓄するものとする。

□解説□

市町村は、第8条及び第9条の規定に基づき、危険物施設や石油コンビナート等の実態に応じて、化学消防車、大型化学消防車等を配置することとなるが、本条は、当該車両により泡を放出するために必要となる泡消火薬剤の備蓄について規定している。

備蓄すべき泡消火薬剤の種類及び量は、危険物の種類、危険物施設の種類、原子が設置事業所の敷、配置状況等により異なるものである。種類については、危険物施設に存する危険物の種類に応じて決定すべきである。また、量については、番別率、単位時間当たりの放射量、同時に放射する消防車両の数、放射時間等に応じて決定すべきである。

図1 必要な泡消火薬剤の備蓄量の算定基準は何か。

図 備蓄する泡消火薬剤の量は、①第4類危険物の5対象施設の敷、②第4類危険物の最大貯蔵・取扱量、③特定事業所の敷、④屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等によって、市町村が判断するものである。この場合、タンク火災に必要な泡消火薬剤の量は、タンクの液表面積1平方メートル当たり毎分6.5リットルの混合液を投入して消火を図ることを想定して算定するものであり、また、第4類危険物の5対象施設の敷等から、火災の発生頻度、規模等を想定するものである。

なお、石炭法施行令第14条、第20条、第21条、第23条及び第24条によって、自衛消防組織、共同防炎組織あるいは広域共同防炎組織についても泡消火薬剤の備蓄が規定されている。

83

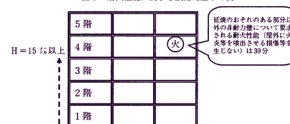
第7条 (はしご自動車)

署所のはしご自動車の活用で足りるとして、はしご自動車の配置が必要以上に減じられている実態が見受けられた。

そこで、「消防力の整備指針」では、はしご自動車を配置しないことができる具体的な基準を示している。すなわち

- ① 平成25年から平成29年までの過去5年間に、5階建て以上の建築物のうち、全国平均では1年間に1回おおよそ128棟に1棟の割合で火災が発生している実態がある。
 - ② 中高層建築物の主要構造部は、一定の耐火性能を有しているが、建築基準法施行令においては、最も短い耐火性能の時間設定として、非耐火壁に関するものが30分と定められている。
- 以上を踏まえ、本条第1項ただし書に具体的な基準を明記している。

図B 耐火性能に関する技術的基準の例



(参考) 建築基準法施行令 (抄)

(昭和25年11月16日
政令第338号)

(耐火性能に関する技術的基準)

第107条 法第2条第7号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 次の表に掲げる建築物の部分については、当該部分に通常の火災による火災がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、崩壊、破損その他の損傷を生じないものであること。
- (2) 煙及び熱については、これらに通常の火災による火災が1時間（非耐火壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分については、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（室内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼する

61

目次

第1編 消防力の整備指針

前文

第1章 総則

趣旨／定義／基本理念

第2章 施設に係る指針

署所の数／動力消防ポンプの数／旅館等の割合の大きい市街地及び準市街地の特例／はしご自動車／化学消防車／大型化学消防車等／化学消防車の消防ポンプ自動車への換算／泡消火薬剤／消防艇／救急自動車／救助工作車／指揮車／特殊車等／非常用消防用自動車等／NBC災害対応資機材／同報系の防災行政無線設備／消防指令システム等／通信装置／消防救急無線設備／消防本部及び署所の耐震化等／都道府県の防災資機材の備蓄等

第3章 人員に係る指針

消防長の責務／消防職員の職務能力／消防隊の隊員／救急隊の隊員／救助隊の隊員等／指揮隊の隊員／通信員／消防本部及び署所の予防要員／兼務の基準／消防本部及び署所の消防職員の総数／消防団の設置／消防団の業務及び人員の総数／副団長等

第2編 消防水利の基準

目的／消防水利の定義／消防水利の給水能力／消防水利の配置／消防水利配置の特例／消防水利の構造／消防水利の管理

第3編 法令・通知等

第1「消防力の整備指針」／第2「消防力の整備指針」関係法令・通知等／第3「消防水利の基準」

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール（通話料無料）
電話受付時間：平日9時から17時

TEL：0120-953-431
FAX：0120-953-495

Web
サイト

URL：https://shop.gyosei.jp

※電子版は「ぎょうせいオンラインショップ」(https://shop.gyosei.jp)からのご注文となります。閲覧には専用のアプリが必要です。ぎょうせいオンラインショップ 検索

■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員



キリトリ線

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

年 月 日

逐条問答 消防力の整備指針・消防水利の基準 第2次改訂版

A5判・定価(本体2,800円+税)送料300円 コード 5108512-00-000 消防力指針(2訂)

部

申込書

お届け先
ご住所

〒 - 都道府県

(フリガナ)
お名前

(ご担当部署名:

ご担当者名:

印

TEL

-

e-mail

@

お得意様No.

(ご存知の場合はご記入ください)
□□ - □□□□□□□□

支払費

☐ 公費

☐ 社費

☐ 私費

※送料は2019年6月時点の料金です。

●弊社使用欄



株式会社 ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
TEL：0120-953-431／FAX：0120-953-495

URL：https://shop.gyosei.jp

(2019.6)

ISBN978-4-324-10639-6C3032 コード 5108512-00-000 消防力指針(2訂)